

大阪市営住宅条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（節名を含む。以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
〔第1章・第2章 略〕	〔第1章・第2章 同左〕
第3章 市営住宅の目的外使用の許可	第3章 公営住宅の社会福祉事業等への活用（第47条―第53条）
第1節 公営住宅の社会福祉事業等への活用（第47条―第52条の2）	
第2節 その他の目的外使用の許可（第53条）	
〔第3章の2・第4章 略〕	〔第3章の2・第4章 同左〕
附則	附則
（公営住宅の入居者資格）	（公営住宅の入居者資格）
第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第8号）の条件を具備する者でなければならない。	第5条 〔同左〕
(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予	(1) 〔同左〕

約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）については、この限りでない。

[ア～キ 略]

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

[(7) 略]

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

[ケ 略]

(2) その者の収入が次に掲げる場合に並び、それぞれ次に定める金額を超えないこと

[ア～エ 略]

オ 現に同居し、又は同居しようとする親族が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみである場合であって、その者又は当該配偶者のいずれかが39歳以下の者である場合

[ア～キ 同左]

ク [同左]

[(7) 同左]

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

[ケ 同左]

(2) [同左]

[ア～エ 同左]

[新設]

<u>令第6条第1項に定める金額</u> <u>カ</u> 〔略〕 <u>キ</u> アから<u>カ</u>までに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に定める金額 〔(3)～(8) 略〕 〔2・3 略〕 (公営住宅の入居者資格の特例) 第6条 〔略〕 2 <u>前条第1項第2号カ</u>に掲げる公営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 〔3 略〕 (改良住宅の入居者資格) 第7条 〔略〕 2 前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、当該改良住宅を公営住宅とみなして第5条（<u>同条第1項第2号カ</u>を除く。）及び前条第1項の規定を準用する。この場合において、第5条第1項第2号中「収入が次」とあるのは「収入がアから<u>オ</u>まで又は<u>キ</u>と」、「それぞれ次に定める」とあるのは「それぞれアから<u>オ</u>まで又は<u>キ</u>に定める」と、同号ア中「令第6条第1項」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。）第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同号イから<u>オ</u>までの規定中「令第6条第1項」とあるのは「改良法施	<u>オ</u> 〔同左〕 <u>カ</u> アから<u>オ</u>までに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に定める金額 〔(3)～(8) 同左〕 〔2・3 同左〕 (公営住宅の入居者資格の特例) 第6条 〔同左〕 2 <u>前条第1項第2号オ</u>に掲げる公営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 〔3 同左〕 (改良住宅の入居者資格) 第7条 〔同左〕 2 前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、当該改良住宅を公営住宅とみなして第5条（<u>同条第1項第2号オ</u>を除く。）及び前条第1項の規定を準用する。この場合において、第5条第1項第2号中「収入が次」とあるのは「収入がアから<u>エ</u>まで又は<u>カ</u>と」、「それぞれ次に定める」とあるのは「それぞれアから<u>エ</u>まで又は<u>カ</u>に定める」と、同号ア中「令第6条第1項」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。）第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同号イから<u>エ</u>までの規定中「令第6条第1項」とあるのは「改良法施
---	---

行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同号キ中「カ」とあるのは「オ」と、「令第6条第2項」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第2項において準用する前項」と、同条第3項中「第1項第1号ただし書」とあるのは「第7条第2項において準用する第1項第1号ただし書」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合において、第5条（同条第1項第2号カを除く。）及び前条第1項に規定する公営住宅の入居者の資格を有する者でその収入が住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項に定める金額を超えるものを改良住宅に入居させることについて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定による国土交通大臣の承認を受けたときにおける前項の規定の適用については、同項中「同号ア」とあるのは「「を超えない」とあるのは「である」と、同号ア」と、「」と、同号イ」とあるのは「に定める金額を超え令第6条第1項」と、「金額」とあるのは「金額以下」と、同号イ」と、「」と、同号キ」とあるのは「に定める金額を超え令第6条第1項」と、「金額」とあるのは「金額以下」と、同

行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同号カ中「オ」とあるのは「エ」と、「令第6条第2項」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第2項において準用する前項」と、同条第3項中「第1項第1号ただし書」とあるのは「第7条第2項において準用する第1項第1号ただし書」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合において、第5条（同条第1項第2号オを除く。）及び前条第1項に規定する公営住宅の入居者の資格を有する者でその収入が住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項に定める金額を超えるものを改良住宅に入居させることについて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定による国土交通大臣の承認を受けたときにおける前項の規定の適用については、同項中「同号ア」とあるのは「「を超えない」とあるのは「である」と、同号ア」と、「」と、同号イ」とあるのは「に定める金額を超え令第6条第1項」と、「金額」とあるのは「金額以下」と、同号イ」と、「」と、同号カ」とあるのは「に定める金額を超え令第6条第1項」と、「金額」とあるのは「金額以下」と、同

号キ」と、「同条第2項」とあるのは「金額」とあるのは「金額以下」と、同条第2項」と、「第7条第2項」とあるのは「第7条第3項の規定により読み替えられた同条第2項」とする。

[4 略]

(公営住宅の家賃の決定)

第19条 [略]

[2 略]

3 法第45条第2項の規定により公営住宅を使用させる場合における当該公営住宅の毎月の家賃については、第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の所得（特優賃法施行規則第1条第4号に定める所得をいう。）を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

第3章 市営住宅の目的外使用の許可
第1節 公営住宅の社会福祉事業等への活用

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可の取消し)

第52条の2 [略]

第2節 その他の目的外使用の許可
(その他の目的外使用の許可に係る市営住宅の使用料)

第53条 第49条に定める場合を除くほか、市営住宅について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、近傍同種の住宅の家賃（改良住宅にあつては、限度額、市営住宅（公営住宅及び

号カ」と、「同条第2項」とあるのは「金額」とあるのは「金額以下」と、同条第2項」と、「第7条第2項」とあるのは「第7条第3項の規定により読み替えられた同条第2項」とする。

[4 同左]

(公営住宅の家賃の決定)

第19条 [同左]

[2 同左]

3 法第45条第2項の規定により公営住宅を使用させる場合における当該公営住宅の毎月の家賃については、第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の所得（特優賃法施行規則第1条第3号に定める所得をいう。）を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

第3章 公営住宅の社会福祉事業等への活用

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可の取消し)

第53条 [同左]

[新設]

<u>改良住宅を除く。）にあっては、市規則で定める額）以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。</u> (指定管理者による管理) 第56条の2 市営住宅等の管理については、<u>地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）</u>であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 (欠格条項) 第56条の5 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 [(1)・(2) 略] (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの [ア 略] イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 [ウ 略]	(指定管理者による管理) 第56条の2 市営住宅等の管理については、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）</u>であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 (欠格条項) 第56条の5 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) [同左] [ア 同左] イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 [ウ 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第56条の5の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項第2号オ（改正後の条例第7条第2項（同条第3項の規定により読み替えられる場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に開始された市営住宅の

入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合について適用し、同日前に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

公営住宅の入居者資格を改め、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用の許可に係る市営住宅の使用料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。